

播磨町スポーツ施設予約システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、播磨町スポーツ施設予約システム（以下「予約システム」という。）の利用者登録及び予約システムの利用について必要な事項を定めるものとします。

(利用規約の同意)

第2条 予約システムを利用して施設の利用申込等の手続きを行うためには、本規約に同意することが必要です。

2 登録者は、利用者登録を行った時点で本規約に同意したものとみなします。

3 本規約に同意できない場合は、予約システムを利用することはできません。

(条例等の優先)

第3条 施設の利用及び利用料金の支払い等については、当該施設に適用される条例、規則その他関係規程の定めるところによります。

2 本規約の定めと前項の規定が異なる場合は、当該条例、規則その他関係規程の定めが優先して適用されます。

(登録区分)

第4条 利用者登録の区分は、次のとおりとします。

(1) 団体（5人以上の団体）

(2) 個人（個人または4人以下での利用）

(3) 東播地区（東播地区在住者が9割以上を占める団体または個人）

(利用者登録)

第5条 予約システムを利用して施設の予約、抽選申込等を行う者は、あらかじめ本規約に同意のうえ、利用者登録を行わなければなりません。

2 利用者登録は、営利を目的とする利用（入場料の徴収、営業活動その他これに類する行為を含む。）を行う者は対象外とします。

3 利用者登録の申請は、別に定める申請書を提出することにより行うものとします。

4 同一人による複数の個人登録及び同一団体による複数の団体登録は、原則として認めません。

(登録申請者の確認)

第6条 管理者は、利用者登録の申請があった場合、申請者本人であること（団体の場合は代表者）を次のいずれかにより確認します。

(1) 運転免許証

(2) マイナンバーカード

(3) 健康保険証

(4) 学生証

(5) その他本人確認ができる書類

2 団体登録にあたっては、構成員名簿を提出いただきます。

3 団体構成員の過半数が他団体と重複する場合は、登録はできません。

(利用者ID及びパスワード)

第7条 管理者は、登録者ごとに利用者IDを付与し、登録者が申請したパスワードを登録します。

(利用者ID等の管理)

第8条 登録者は、利用者ID及びパスワードを自己の責任において適切に管理しなければなりません。

2 登録者は、利用者IDを第三者に譲渡し、または貸与してはなりません。

3 利用者ID及びパスワードにより行われた行為は、当該登録者本人によるものとみなします。

4 利用者ID等の不正使用により生じた損害については、登録者の責任とします。

(登録期間)

第9条 利用者登録の有効期間は、登録日から2年後の月末までとします。

2 更新を希望する場合は、満了日の2か月前から満了日までの間に所定の手続きを行うものとします。

(登録事項の変更)

第10条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行わなければなりません。

(利用者登録の抹消等)

第11条 管理者は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、事前の通知なく登録の抹消または利用制限を行うことができます。

(1) 虚偽の申請を行ったとき。

(2) 条例、規則または本規約に違反したとき。

(3) 連絡不能と認められるとき。

(4) 頻繁な予約の取消し、無断キャンセル等により施設運営に支障を与えたとき。

(5) 前各号に準ずる事由により、登録者として不相当であると合理的に認められるとき。

(費用負担)

第12条 予約システムの利用に必要な機器、ソフトウェア、通信回線その他一切の費用は、登録者の負担とします。

(個人情報の取扱い)

第13条 管理者は、予約システムにより取得した個人情報を、法令および別途定めるプライバシーポリシーに基づき、利用目的の範囲内で適切に管理します。

(免責事項)

第14条 予約システムの内容については、できるだけ正確な情報を掲載するよう努めていますが、内容に誤りや変更が生じる場合があります。

2 管理者は、登録者が予約システムを利用したことにより生じた損害及び登録者が第三者に与えた損害について、管理者の故意または重過失による場合を除き、責任を負いません。

3 管理者は、システムの停止、中断、通信回線または機器の障害等により生じた損害について、管理者の故意または重過失による場合を除き、責任を負いません。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、管理者が別に定めるものとします。

附則

この規約は、令和3年8月26日から施行します。